

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱

令和6年6月27日

告示第232号

改正 令和7年4月25日告示第148号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において完成品を製造する事業を行う企業等を支援するため、当該事業を行うための設備等の導入に係る費用に対し、予算の範囲内において近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 家屋 地方税法第341条第3号に規定する建物をいう。
- (3) 償却資産 地方税法第341条第4号に規定する資産をいう。
- (4) 法人 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ 常時使用する従業員の数が300人以下の事業者であって次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの

- (ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (イ) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
- (ウ) 企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条

第4号に規定する企業組合をいう。)、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項第7号に規定する協業組合をいう。))又は農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の4に規定する農事組合法人であって法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第7号に規定する協同組合等に該当しないものをいう。))

ウ 法人税法第2条第1項第8号に規定する人格のない社団等であって同項第13号に規定する収益事業を営むもの

(5) 個人事業主 個人事業の開業の届出を行っている者(前号ウに該当しない者に限る。)をいう。

(6) 企業等 営利の目的をもって事業を営む法人及び個人事業主をいう。

(7) 完成品 有形の原材料を加工その他の工程を経ることにより相当程度の付加価値を与えた有形の加工品(消費者向けに販売するものに限り、過去に補助金の交付の対象となったものを除く。)をいう。

(8) 対象工程 完成品を製造するための一連の工程(日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)における製造業に相当するものに限る。)をいう。

(9) 常用雇用者 雇用期間の定めがない者であって雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による被保険者となったことの届出を行い、かつ、同法第9条第1項の確認を受けたものをいう。

(10) 新規雇用者 企業等が、第6条に規定する補助金の交付の申請をしようとする日(以下「申請日」という。)から第10条に規定する実績報告の提出期日までの間において、対象工程を行うことに関連して、本市内の対象工程を行う事業所等に新たに雇用した常用雇用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する企業等とする。

(1) 創業日から申請日までの期間(以下「創業期間」という。)が、10年以上であること。ただし、事業形態を個人事業主から法人又は法人から個人事業主に変

更した者にあつてはその事業の連続性が認められる場合に限り、事業の引継ぎを受けた個人事業主、合併等により設立した法人等にあつてはそのことが確認できる場合に限り、創業期間を通算することができる。

- (2) 申請日において、近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあつては、法人の主たる事業所の所在地又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないこと。
- (3) 申請日以降も次条に規定する補助対象事業その他の事業を継続する意思があること。
- (4) 自己若しくは家族及び同居人又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 対象工程の全てを本市内にて行うこと。
- (2) 補助金の交付の対象となる設備等（以下「補助対象設備等」という。）のうち償却資産の取得又は賃借（以下「取得等」という。）をし、かつ、当該償却資産の活用により人員削減を行わずに補助対象者の労働生産性等が向上すること。

- (3) 補助対象設備等として建築面積が1,000㎡を超える家屋の取得等を行う場合にあっては、雇用を開始した日時点で本市内に住所を有する新規雇用者を1名以上雇用すること。

(補助対象設備等及び補助金の額)

第5条 補助対象設備等、補助率及び補助金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の額は、各補助対象設備等の取得に要した額又は第10条に規定する実績報告書の提出期日までに支払を完了する賃借料（消費税及び地方消費税、補助対象設備等の取得等に要した手数料、報酬金等の費用並びに償却資産の借用期間を超えた家屋の賃借料を除く。以下「取得額等」という。）に補助率を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

- 3 次に掲げるものは、補助対象設備等としない。

- (1) 家屋にあっては、補助対象事業に係る償却資産の取得等を伴わないもの
- (2) 中古（中古品を修理、改造等したものも含む。）の償却資産（補助対象設備等を賃借する場合を除く。）
- (3) 現に有する家屋を改修する場合にあっては、当該改修箇所の建築面積が2割以上増加しないもの
- (4) 国及び地方公共団体並びにこれに準じる公的団体（以下「国等」という。）の他の制度による補助又は扶助を受けるもの又は受ける予定があるもの
- (5) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項に規定する関係会社又は補助対象者（法人にあっては、その代表者）が代表を務める企業等から取得等を行ったもの
- (6) 第8条に規定する補助金の交付の決定をした日（以下「交付決定日」という。）より前に取得等を行ったもの（家屋にあっては、建設工事に着手したものを含む。）
- (7) 1補助対象設備等当たりの取得額が160万円未満のもの
- (8) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする補助対象者（以下「申請者」という。）

は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請書（別記様式第1号。

以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)及び次に掲げる書類

ア 補助対象設備等(償却資産に限る。以下この号において同じ。)の取得に要する額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者(内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。次号において同じ。)からの見積書等。ただし、市長が性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は見積りが行えないことに係る理由書(別記様式第3号。以下この条において「理由書」という。)を提出しなければならない。

イ 補助対象設備等の配置が分かるもの

(2) 家屋取得等計画書(別記様式第4号)及び次に掲げる書類(家屋の取得等を行う場合に限る。)

ア 補助対象設備等(家屋に限る。この号において同じ。)の取得に要する額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者からの見積書等。ただし、市長が性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は理由書を提出しなければならない。

イ 補助対象設備等の配置が分かるもの

ウ 工事内容が分かるもの及び工事図面(家屋の工事を行う場合に限る。)

エ 改修前の家屋の改修箇所の写真(現に有する家屋を改修する場合に限る。)

(3) 常用雇用者名簿(別記様式第5号)

(4) 誓約書(別記様式第6号)

(5) 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し

(6) 定款及び全部事項証明書(法人に限る。)

(7) 創業日が確認できるもの(第3条第1号ただし書の場合にあつては、当該要件を満たすことが確認できるもの)

(8) 近江八幡市税(本市からの課税対象となっていない場合にあつては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税)に未納がな

いことが分かるもの

(9) その他市長が必要と認めるもの

(審査会)

第7条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、補助対象事業の選考、補助金の交付額その他市長が必要と認める事項について審査を行うため、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 市内の地域経済団体

(2) 中小企業等の経営に関する専門的知識を有する者

(3) 産業経済主管部長

(4) 総合政策主管部理事

(5) シティプロモーション主管課長

(6) 農業振興主管課長

(7) その他市長が必要と認める者

4 委員は、その権限を代理する者を審査会に出席させることができる。

5 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、申請者から交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、遅滞なく近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認める条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第8条の2 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請取下書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(変更申請及び承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助決定者」という。)は、補助金の交付の決定の内容に変更が生じた場合は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更承認申請書(別記様式第9号。以下「変更承認申請書」という。)に第6条各号に掲げる書類のうち当該変更に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助決定者から変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第10号)により、当該補助決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の変更を承認する場合において、必要と認める条件を付すことができる。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象設備等の取得等及び取得額等の支払が完了したときは、申請日の属する年度の末日までに近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書(別記様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、自然災害等、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 取得等を行った補助対象設備等の取得額等が分かるもの
- (2) 取得した補助対象設備等が償却資産の場合にあっては、当該補助対象設備等が納品されたことが分かるもの
- (3) 取得した補助対象設備等が家屋の場合にあっては、当該補助対象設備等の所有権者が分かるもの及び売買契約書の写し

- (4) 補助対象設備等を賃借した場合にあっては、賃貸借契約書の写し
- (5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定により交付された確認済証の写し（家屋の工事を行った場合に限る。）
- (6) 改修後の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修した場合に限る。）
- (7) 常用雇用者名簿及び事業所別被保険者台帳の写し（新規雇用者の氏名が記載されているものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の額の確定）

第11条 市長は、補助決定者から実績報告書の提出があった場合は、必要に応じて現地調査等を実施し、並びに補助対象設備等が補助対象事業に係るものであること及び交付の決定に際して付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付確定通知書（別記様式第12号）により当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付請求書（別記様式第13号）に補助金の振込先口座が確認できるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（遵守事項）

第13条 補助決定者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 第8条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）から起算して1年以内に補助対象事業を開始すること。
- (2) 補助対象事業を開始した日から起算して5年以上、補助対象事業を継続し、かつ、次条第1項第3号に規定する経過報告を5回行うこと。
- (3) 補助対象設備等の取得等を行った日から起算して5年間（当該補助対象設備等の耐用年数が5年未満の場合はその耐用年数、当該補助対象設備等が家屋の場合

は10年間)は、当該補助対象設備等について、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 善良なる管理者の注意をもって適正に管理すること。

イ 補助対象事業以外又は補助金の交付の目的に反することに使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供さないこと。

(4) 完成品を、原則、交付決定日の属する年度の翌々年度の末日までに、近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業実施要綱(平成29年近江八幡市告示第84号の3)第7条第2項の規定による申請を行い、同条第3項の規定による謝礼品の登録を受けること。

(5) 近江八幡市ふるさと応援寄附推進事業の関係法令等の改正により、謝礼品として掲載の継続ができなくなった場合は、その掲載を取り下げるとともに、掲載再開に向けて謝礼品の内容の見直し等に努めなければならない。

(経過報告)

第14条 補助決定者は、補助対象事業の実施状況等について、次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 補助決定者が補助対象設備等の取得等を行った日から起算して、1回目の固定資産税が課税されたとき(補助決定者が固定資産税を負担しない場合を含む。)当該補助対象設備等の課税評価額が分かるもの

(2) 補助対象事業を開始したとき 次に掲げる書類

ア 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業開始届(別記様式第14号)

イ 常用雇用者名簿

(3) 補助対象事業を開始した日から1年が経過したとき、2年が経過したとき、3年が経過したとき、4年が経過したとき及び5年が経過したとき 次に掲げる書類

ア 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金経過報告書(別記様式第15号)

イ 常用雇用者名簿

ウ 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し

(4) 補助対象事業を開始してから5年以内であって補助対象事業を休止又は廃止するとき 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業休止・廃止届（別記様式第16号）

(5) 前号の規定による補助対象事業の休止を解除し、再開したとき 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業再開届（別記様式第17号）

2 市長は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、補助対象事業の実施状況等について報告及び現地調査等を求めることができる。

3 補助対象者は、前項の報告及び現地調査等を求められたときは、これに応じなければならない。

4 市長は、経過報告等の内容を確認し、補助対象者に補助対象事業の実施状況等について改善等を求めることができる。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は第13条に規定する遵守事項に違反したとき。

(2) 前条第1項に規定する経過報告において、補助対象事業の目標値に対する進捗の状況が、事業計画書に記載された目標値から著しく乖離しており、改善に向けた取組を行っていないとき。

(3) 補助対象事業を承諾なく変更又は休止若しくは廃止したとき。

(4) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 補助対象設備等の取得額等が、相場価格、課税評価額等と比較して著しく乖離しているとき。

(6) 近江八幡市税を滞納したとき。

(7) 補助対象事業を開始してから5年以内に補助対象事業を休止し、かつ、休止した日から起算して3年以内に補助対象事業を再開しないとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認める場合。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助決定者が前条各号のいずれかに該当する場合において、当該補助決定者に補助金が既に交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。この場合において、補助決定者は、直ちにこれに応じなければならない。

(地位の承継)

第17条 この要綱の規定は、補助決定者に合併、譲渡、相続等（以下「合併等」という。）が生じた場合は、当該事業を承継する者（以下「承継者」という。）が補助対象事業を継続する場合かつ市長の承認を受けた場合に限り、当該補助対象者に係る地位を承継することができる。この場合において、地位を承継できる承継者は、第3条に規定する補助対象者の要件を満たさなければならない。

2 前項の市長の承認を受けようとする承継者は、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認申請書（別記様式第18号。以下「承継承認申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 合併等を行ったことが分かるもの

(2) 誓約書

(3) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）

(4) 創業日が確認できるもの（第3条第1号ただし書の場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できるもの）

(5) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの

3 市長は、承継者から承継承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認通知書（別記様式第19号）により、当該承継者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和7年4月25日告示第148号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金の交付に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される補助金から適用し、施行日前に交付された補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

補助対象設備等	補助率	補助金の限度額
償却資産	2分の1以内	2,000万円
家屋	3分の2以内	2,000万円

備考 補助対象設備等は、補助対象事業に要するもの（補助対象設備等を取得する場合は、第10条に規定する実績報告書の提出期日までに支払を完了したもの）であって、1補助対象設備等当たりの取得額等が160万円以上のものとする。

近江八幡市長 宛

申請者

住 所：

名 称：

代表者名：

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請書

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金の交付を申請します。

記

1 補助金申請額

補助対象設備等の種類	補助金額 (1,000円未満切捨て) (各補助対象設備等の 取得額等の合計×補助率)	補助金額 (限度額加味)
償却資産	円	円
家屋	円	円
合 計 (補助金申請額)		円

※消費税及び地方消費税、補助対象設備等の取得等に要する手数料、報酬金等の費用並びに償却資産の借用期間を超えた家屋の賃借料を除く。

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）及びその添付書類
- (2) 家屋取得等計画書（別記様式第4号）及びその添付書類（家屋の取得等を行う場合に限る。）
- (3) 常用雇用者名簿（別記様式第5号）
- (4) 誓約書（別記様式第6号）
- (5) 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し
- (6) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）
- (7) 創業日が確認できるもの（第3条第1号ただし書の場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できるもの）
- (8) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの
- (9) その他市長が必要と認めるもの

事業計画書

1 企業等の概要

名 称	
住 所	近江八幡市
市内事業所等の所在地	
代 表 者 名	
全従業員数（申請日時点）	人
業 種	
事 業 概 要	
創 業 日	

2 補助対象事業の実施計画

事業所等の所在地 （新設予定含む。）	近江八幡市	
業 種		
完 成 品		
完成品と本市との 関わり及び本市の P R に 繋 がる 取 組		
完成品の主な原材料 及びその仕入先	主な原材料	
	主な原材料と完成 品との関わり及び 完成品の魅力	
	仕入先	
	事業者名	
	事業者住所	
	生産等の場所	
完成品の販売先（予定）		
補助対象事業開始予定日	年	月 日
常 用 雇 用 者 数	申請日時点	人
	うち、補助対象事 業に関わる人数	人
	補助対象事業開始 日時点（予定）	人
	うち、補助対象事 業に関わる人数	人

別記様式第2号（第6条関係）

3 完成品ができるまでの工程

工程	作業内容
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

別記様式第2号（第6条関係）

4 取得等する償却資産の一覧

(1) 取得

名称、型番等	「3 完成品ができるまでの工程」において、左記の償却資産を使用する工程	取得に要する額
		円
		円
		円
		円
		円
合 計		円

(2) 賃借

名称、型番等	「3 完成品ができるまでの工程」において、左記の償却資産を使用する工程	賃貸借契約期間	賃借料
		～ 年 月 日	円
		～ 年 月 日	円
		～ 年 月 日	円
		～ 年 月 日	円
		～ 年 月 日	円
合 計			円

5 補助対象事業の目標値

- (1) 完成品の製造等について（完成品の製造量、種類、販売（取扱）店舗数等を、数値（1年単位）で設定してください。）

--

別記様式第2号（第6条関係）

(2) 新規雇用者について

雇用予定数	人
うち、雇用を開始した日時点 で、市内在住の者の数	人
従事予定の業務の内容	

6 添付書類

- (1) 償却資産の取得に要した額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。）からの見積書等。ただし市長が性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は見積りが行えないことに係る理由書を提出しなければならない。
- (2) 取得等した償却資産の配置が分かるもの。

年 月 日

近江八幡市長 宛

見積りが行えないことに係る理由書

1. 発注先（予定）： _____

2. 提出する見積書の種類及び数量

・近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者による見積書 通

・その他の業者による見積書（※辞退届を含む。） 通

3. 1者以上の近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者からの見積書の提出又は3者以上の業者による見積書の提出が行えない理由

(1)	近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者で取扱いがない
(2)	特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、発注先（予定）以外では目的が達成できない
(3)	メンテナンスや工事の施工における保証等で、発注予定先でなければアフターサービス等に支障がある
(4)	上記以外の理由（その内容を下記に記載）

※ 複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(4)までの順に最初に当てはまる1つの理由を選択。

(4)の理由を選択した場合の内容

--

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第6条に定める3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者）から

別記様式第3号（第6条関係）

の見積書等の提出により難い理由については、十分に検討を行った結果、上記のとおり判断いたしました。当該理由が同条の規定に該当しないことが明らかになった場合は、交付された助成金の全額又は一部を返還いたします。

申請者

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

別記様式第4号（第6条関係）

家屋取得等計画書（家屋の取得等を行う場合のみ作成）

1 取得等の区分

- 取得（新たな建物を建設）
- 取得（現に有する家屋を増築）
- 取得（中古物件を購入（改修工事も行う））
- 取得（中古物件を購入（改修工事は行わない））
- 賃借

2 家屋の概要

家屋の所在地	近江八幡市			
取得等する家屋の建築面積				m ²
建設工事期間 （工事を行う場合のみ）	着工	年	月	日
	完成	年	月	日
賃貸借契約期間 （賃借の場合のみ）	年 月 日～ 年 月 日			
取得に要した額 （取得の場合のみ）				円
賃借料（賃借の場合のみ）				円

3 添付書類

- (1) 家屋の取得に要した額又は単位期間当たりの賃借料が確認できる3者以上の業者（内1者は近江八幡市の競争参加資格有資格者名簿に登録している業者とする。）からの見積書等。ただし市長が性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合を除き、この場合は見積りが行えないことに係る理由書（別記様式第3号）を提出しなければならない。
- (2) 取得等した家屋の配置が分かるもの
- (3) 工事内容が分かるもの及び工事図面（家屋の工事を行う場合に限る。）
- (4) 改修前の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修する場合に限る。）

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

記

- 1 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、虚偽なく申請いたします。
- 2 申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- 3 近江八幡市及び国等が保有する次に掲げる私に関する情報を、企業等の指定及び奨励金の交付の決定に当たって審査すること等のため、担当者等が閲覧及び情報提供の依頼をすることに同意します。
 - (1) 氏名、住所その他属性に関する情報
 - (2) 市税の申告及び納付状況に関する情報
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 4 要綱第13条に規定する遵守事項について遵守します。
- 5 要綱第18条に規定する補助金の返還の対象となった場合は、速やかに返還します。
- 6 補助金の交付対象事業に対して、国又は県等の地方公共団体から他の補助金の交付を受けていません。
- 7 補助金が交付された場合は、原則として企業名、補助対象設備名、補助金の額等を公開すること及び補助対象事業の成果について、今後取材、報道等がなされる場合があることについて同意します。
- 8 私及び世帯員（役員）は、次に掲げるいずれにも該当しません。また、近江八幡市が必要と認める場合には、近江八幡警察署に照会することについて承諾します。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所			
名 称 (法人のみ)			
代表者役職 (法人のみ)		フリガナ	
		代表者氏名	印
性 別	男 ・ 女	生年月日	年 月 日

第 号
年 月 日

（申請者）

様

近江八幡市長

印

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付額は、補助対象事業の終了後、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書（別記様式第11号）の提出を受けてから確定します。補助対象設備等の取得等が完了したときは、速やかに実績報告を行ってください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更するとき、休止するとき又は廃止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- (3) 補助金を本事業の目的以外に使用したときは、補助金の交付の決定の取消し又は返還を求めることがあります。
- (4) 補助対象事業を開始したときは、速やかに事業開始報告書を提出してください。

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知があった近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金については、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第8条の2の規定に基づき、補助金の交付の申請を取下げます。

記

1 補助金交付決定額

2 取下の理由

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所：

名 称：

代表者名：

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった内容を下記
のとおり変更したいので、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱
第9条の規定により変更の承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第 号
年 月 日

（申請者）

様

近江八幡市長

印

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金については、下記のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

記

1 補助金変更決定額 金 円

2 既補助金交付決定額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 補助金の交付額は、補助対象事業の終了後、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書（別記様式第11号）の提出を受けてから確定します。補助対象設備等の取得等が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- (2) 補助対象事業の内容を変更するとき、休止するとき又は廃止するとき、あらかじめ連絡をしてください。
- (3) 補助金を本事業の目的以外に使用したときは、補助金の交付の決定の取消し又は返還を求めることがあります。

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所：

名 称：

代表者名：

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金実績報告書

補助対象設備等の取得等が完了しましたので、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおりその実績について報告します。

記

1 補助金交付年月日 年 月 日 第 号

2 補助金交付決定額 金 円

3 取得等した補助対象経費等の一覧 別紙のとおり

4 その他添付書類

- (1) 取得等を行った補助対象設備等の取得額等が分かるもの
- (2) 取得した補助対象設備等が償却資産の場合にあっては、当該補助対象設備等が納品されたことが分かるもの
- (3) 取得した補助対象設備等が家屋の場合にあっては、当該補助対象設備等の所有権者が分かるもの及び売買契約書の写し
- (4) 補助対象設備等を賃借した場合にあっては、賃貸借契約書の写し
- (5) 建築基準法第6条第1項の規定により交付された確認済証の写し（家屋の工事を行った場合に限る。）
- (6) 改修後の家屋の改修箇所の写真（現に有する家屋を改修した場合に限る。）
- (7) 常用雇用者名簿（別記様式第5号）及び事業所別被保険者台帳の写し（新規雇用者の氏名が記載されているものに限る。）

別記様式第11号（第10条関係）

(8) その他市長が必要と認めるもの

別紙

1 取得等を行った補助対象設備等

【償却資産】

(1) 取得

名称、型番等	取得額
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(2) 賃借

名称、型番等	賃貸借契約期間	賃借料
	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	年 月 日 ～ 年 月 日	円
	年 月 日 ～ 年 月 日	円
合 計		円

【家屋】

家屋の所在地	近江八幡市		
取得等を行う家屋の建築面積	m ²		
建設工事期間 (工事を行う場合のみ)	着工	年	月 日
	完成	年	月 日
賃貸借契約期間 (賃借の場合のみ)	年 月 日～ 年 月 日		
取得に要した額 (取得の場合のみ)	円		
賃借料 (賃借の場合のみ)	円		

2 補助金額の計算

補助対象設備等の種類	補助金額 (1,000円未満切捨て) (各補助対象設備等の 取得額等の合計×補助率)	補助金額 (限度額加味)
償却資産	円	円
家屋	円	円
合計(補助金額)		円

3 新規雇用者

雇用数	人
うち、雇用を開始した日時点で、市内在住の者の数	人
従事する業務の内容	

（申請者）

様

近江八幡市長

印

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 特記事項

- (1) 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第13条に規定する遵守事項を遵守してください。
- (2) 補助対象事業を開始したときは、速やかに事業開始報告書を提出してください。
- (3) 取得した補助対象設備等に1回目の固定資産税が課税されたときは、速やかに当該補助対象設備等の課税評価額が分かるものを提出してください。
- (4) 補助対象事業を開始した日から1年が経過したとき、2年が経過したとき、3年が経過したとき、4年が経過したとき及び5年が経過したときは、経過報告を行ってください。
- (5) 補助対象事業の実施状況の確認ため、本市が現地調査等を行うことがありますので、これにご協力ください。

近江八幡市長 宛

申請者

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

責任者名 :

電話番号 :

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった補助金を交付されるよう、近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

補助金交付請求額 金 円

補助金の振込先（※申請者と同一の口座名義に限ります。）

フリガナ				
口座名義人				
口座情報	金融機関名		支店名	
	預金種別	普通・当座	口座番号	

※ 振込口座の通帳の写し等の口座番号が確認できる書類を添付してください。

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業開始届

補助対象事業を開始しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事業開始の概要

事業所等の名称	
事業所等の所在地	
事業開始年月日	年 月 日

2 添付書類

(1) 常用雇用者名簿（別記様式第5号）

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所：

名 称：

代表者名：

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金経過報告書

年 月 日付け第 号にて交付の確定を受けた近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金について、補助対象事業の経過を報告します。

1 経過報告の回数

_____回目

2 補助対象事業の目標値に対する進捗

- (1) 完成品の製造等について（完成品の製造量、種類、販売（取扱）店舗数等の事業計画書（別記様式第2号）で設定した目標値に対する進捗及び目標値を達成するために行った取組等を記載してください。）

--

ア 進捗状況（最も当てはまるものを1つ選択してください。）

- 計画以上に進んでいる
- 計画どおり進んでいる
- 計画から遅れている

イ 「ア 進捗状況」で「計画から遅れている」を選択した場合のみ、今後、目標値を達成するために取り組んで行くことを記載してください。

--

(2) 新規雇用者について

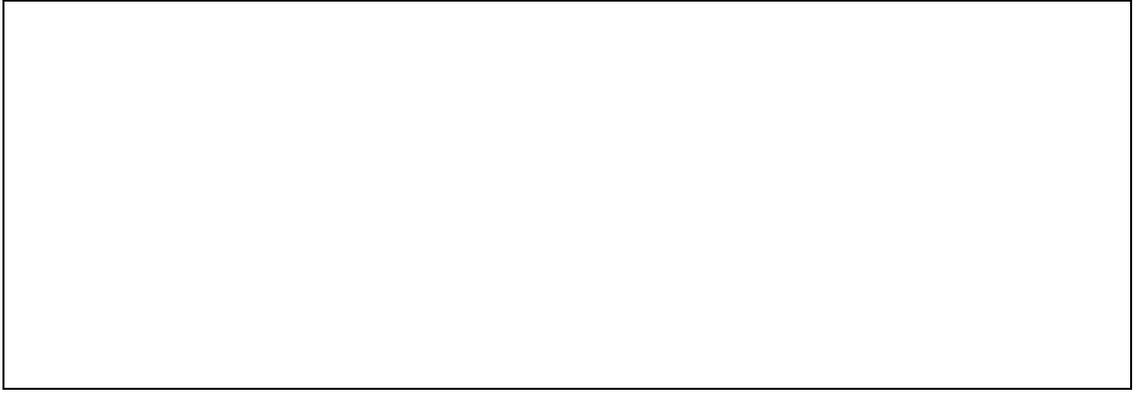
雇用数 (既に退職等している者も含む。)		人
うち、引き続き雇用されている者の数		人
うち、雇用を開始した日時点で、市内在住の者の数		人
従事している業務の内容		

ア 進捗状況（最も当てはまるものを1つ選択してください。）

- 計画以上に進んでいる
- 計画どおり進んでいる
- 計画から遅れている

イ 「ア 進捗状況」で「計画から遅れている」を選択した場合のみ、今後、目標値を達成するために取り組んで行くことを記載してください。

別記様式第15号（第14条関係）



3 添付書類

- (1) 常用雇用者名簿（別記様式第5号）
- (2) 直近1期分の確定申告書及び決算書一式の写し

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所：

名 称：

代表者名：

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金事業再開届

休止していた補助対象事業を再開したので、下記のとおり報告します。

記

1 事業再開年月日 年 月 日

2 常用雇用者数

常用雇用者数	人
うち、補助対象事業に関わる人数	人
うち、市内在住の者の数	人

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認申請書

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

記

1 承継しようとする補助決定者

住 所 :

名 称 :

代表者名 :

2 交付決定及び交付確定を受けた年月日等

交付決定： 年 月 日 第 号

交付確定： 年 月 日 第 号

3 承継人

住 所：

名 称：

代表者名：

4 承継年月日

年 月 日

5 承継の理由

6 添付資料

- (1) 合併等を行ったことが分かるもの
- (2) 誓約書（別記様式第6号）
- (3) 定款及び全部事項証明書（法人に限る。）
- (4) 創業日が確認できるもの（第3条第1号ただし書の場合にあっては、当該要件を満たすことが確認できるもの）
- (5) 近江八幡市税（本市からの課税対象となっていない場合にあっては、法人の主たる事業所又は個人事業主の住所のある市区町村から課税される税）に未納がないことが分かるもの

第 号
年 月 日

（申請者）

様

近江八幡市長

印

近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金地位承継承認通知書

年 月 日付けで地位承継の承認に係る申請については、下記のとおり地位承継を承認しましたので通知します。

記

1 承継する補助決定者

住 所：

名 称：

代表者名：

2 承継人

住 所：

名 称：

代表者名：

3 特記事項

- (1) 近江八幡市製造・加工事業者創出促進事業補助金交付要綱第13条に規定する遵守事項を遵守してください。
- (2) 補助対象事業を開始したときは、速やかに事業開始報告書を提出してください。
- (3) 取得した補助対象設備等に1回目の固定資産税が課税されたときは、速やかに当該補助対象設備等の課税評価額が分かるものを提出してください。
- (4) 補助対象事業を開始した日から1年が経過したとき、2年が経過したとき、3年が経過したとき、4年が経過したとき及び5年が経過したときは、経過報告を行ってください。
- (5) 補助対象事業の実施状況の確認ため、本市が現地調査等を行うことがありますので、これにご協力ください。